

《保存版》

令和8年5月7日

保護者の皆様

京都市立下京中学校

校長 前嶋武志

災害時における非常措置についてのお知らせ

震度5弱以上の地震における非常措置について

本校では、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取ります。テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 学校所在の下京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ等により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については、別紙「災害発生時の引き渡し確認について」に記載のとおり、保護者への引き渡し帰宅とします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。

裏面に続く

《保存版》

台風等に対する非常措置について

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合 5校時（12時55分）から始業（給食は中止）
- ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機をさせてください。「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時35分）から始業
- ・午前11時までに解除になった場合 5校時（12時55分）から始業（給食は中止）
- ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発令された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページ等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

（特に、全市的な避難勧告や避難指示（緊急）、所在学区における土砂災害や水害等が発令された場合などを想定しています。）

4 在校中に特別警報や暴風警報が発令された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、「災害発生時の引き渡し確認について」でお伝えしているとおり対応いたしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

以上、お子達にもこれらの旨ご指導いただきますようお願いいたします。

《保存版》

令和8年5月7日

保護者の皆様

京都市立下京中学校

校長 前嶋武志

災害発生時の引き渡し確認について

近年、日本各地で大きな地震が度々発生しており、災害発生時の対応の見直しを行いました。震度5弱以上の地震が京都市内で発生した場合、また特別警報が発令された場合、京都市内の全公立学校は臨時休校となります。

その際、安全確保のために、中学生も保護者に引き渡すことになっています。学校ホームページ等によるお知らせの後、ご提出いただいた個人票の緊急連絡先に学校から連絡いたしますので、安全で迅速に確実な引き渡しができますようにご理解とご協力をお願いいたします。

<留意事項>

*震度5弱以上の地震や特別警報などの災害発生時は、生徒を学校に待機させ、保護者への引き渡しを実施します。保護者に迎えに来ていただくまでは、学校で生徒の安全確保をいたします。生徒の待機・引き渡し場所については、各教室または体育館など、状況に応じて判断します。

*中学生が保護者代わりとして、小学生の兄弟を迎えに行くことはできません。

*震度5弱以上の地震についての扱いは、京都市内で発生したものは全て対象となります。